出席停止期間の基準

*以下の疾患は出席停止解除は医師の判断が必要です。登園時に医師記入の出席停止解除証明書を提出下さい。

分類	病名	出席停止期間の基準	登園時
			必要書類
第2種	新型コロナウィルス感染症	発症した後 5 日を経過しかつ症状が軽快した後 1 日を経過する	解除証明
		まで。無症状の場合、検体採取日を 0 日目として 5 日を経過す	
		るまで。	
	インフルエンザ	発症した後5日を経過しかつ解熱した後3日を経過するまで	解除証明
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗生物質製剤	解除証明
		による治療終了まで。	
	麻疹	解熱後3日を経過するまで。	解除証明
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過	解除証明
		し、かつ全身状態が良好であること。	
	風疹	発疹が消失するまで。(発疹後の色素沈着は登園可)	解除証明
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。(または発疹出現後7日まで)	解除証明
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日が経過するまで。(発病後2週間は入	解除証明
		水禁止)	
	結核	排菌なく病状により感染のおそれがないと認められるまで。(予	解除証明
		防投与は登園可)	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認	解除証明
		めるまで。	
第3種	コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで。	解除証明
	細菌性赤痢	医師が感染の恐れがないと認めるまで。	解除証明
	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで。	解除証明
	腸チフス、パラチフス	医師が感染の恐れがないと認めるまで。	解除証明
	流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。	解除証明
	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。	解除証明
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コ	ソゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、 治癒するまで	解除証明
	ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸		
	器症候群(SARS)、ポリオ、鳥インフルエンザ(H5N1)		

*以下の疾患については出席停止解除証明は不要ですが、罹患後登園する際には裏面の登園届(医師の診断を受け保護者が記入)が必要です。

その他		登園のめやす	登園時
			必要書類
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間以上経過していること	登園届
	マイコプラズマ肺炎	発熱やはげしい咳が治まっていること	登園届
	手足口病	解熱後 24 時間以上経過し、発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	登園届
	ヘルパンギーナ		登園届
	伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと	登園届
	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること	登園届
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化していること	登園届
	伝染性膿痂皮 (とびひ)	湿潤部位はガーゼで被覆し、他児と接触しないようにする	登園届

保育所は、児童が集団で活動を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、 子どもたちが快適に活動できることが大切です。

児童がよくかかる感染症(表面)については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断及び指示に したがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、施設での集団活動に適応できる状態に回復してから登園す るよう、ご配慮ください。

登 園 届 (保護者記入) High Five Kids English Daycare 施設長 宛 児童氏名 病 名 年 月 日 医療機関名「 において症状が回復し、集団活動に支障がない状態と判断されま したので登園いたします。 年 月 日 保護者氏名 印又はサイン